

# 鳥取縣公報

## 規則

◆鳥取縣規則第四号

自作農創設獎勵規程（大正十二年鳥取縣令第三十三號）

は、廢止する。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理人

鳥取縣副知事 鈴 木 武

告 示

◆鳥取縣告示第六十二号

助產婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理人

鳥取縣副知事 鈴 木 武

◆鳥取縣告示第六十三号

助產婦名簿登録事項中次のよう訂正した。

昭和二十六年二月十三日

00159

## 鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

前本籍地 岡山縣勝田郡豊並村大字高円一 一七四番地

前住所 鳥取市掛出町一四鳥取赤十字病院寄宿舎内

現本籍地 鳥取市西町八番地

現住所 同右

昭和二十五年十二月十二日婚姻により前姓「水島」

「を「太田」へ並びに本籍地現住所変更により昭

和二十六年一月二十九日名簿訂正

太田五百子

昭和四年一月八日生

福山ちよの

明治十七年三月十二日生

本籍八頭郡隼村大字郡家

住所同池田村大字岩屋堂一一三番地ノ一

昭和二十五年十二月三十一日廢業により昭和二十

六年一月十五日名簿取消方願い出により昭和二十

六年一月二十九日名簿取消

## ◆鳥取縣告示第六十四号

助產婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

本籍 東伯郡山守村大字今西一七三番地

住所 同本籍地

昭和二十六年一月十七日廢業により同年一月十八

月十六日名簿取消方願い出により昭和二十六年一

月二十九日名簿取消

石賀美佐子

大正十三年六月三十日生

00160

西村ゆき

大正六年七月二十六日生

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者

武

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣農地委員會規程(昭和十三年鳥取縣告示第六三

七号)

✓自作農創設維持獎勵規程ニ依リ獎勵ヲ受ケザル自作農

創設維持事業取扱要綱(昭和十三年鳥取縣告示第六六

九号)

✓市町村農地委員會補助規程(昭和十三年鳥取縣告示第

七四八号)

✓鳥取縣農地調整指導員設置規程(昭和十五年鳥取縣告

示第六六号)

✓農地調整法施行規則ニ依リ自作農ノ創設又ハ維持セン

トスル者ノ農地ノ面積(昭和十九年鳥取縣告示第八〇号)

## ◆鳥取縣告示第六十六号



た場合はそれに関する書類及び決定書の寫

四 [口]に該当しない組合は次の書類

- 1、組合規約
- 2、労働協約
- 3、その他参考となる資料

鳥取縣公安委員會聽聞規程(昭和二十五年四月鳥取縣公報委員會告示第二號)の一部を次のように改める。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣公安委員會

## 教育委員會告示

### ◆鳥取縣教育委員會告示第三號

昭和二十六年四月一日より左記分教場の設置を認可した。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣教育委員會

分教場名 所在地 校區 管理者

西伯郡上長田村立 上長田小學校	西伯郡上長田村 大字大木屋秋田	大木屋 部落	上長田村長
	一〇四ノ二		

認可年月日 昭和二十六年一月十三日

### 公安委員會告示

### ◆鳥取縣公安委員會告示第一號

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣公安委員會

### ◆鳥取縣公安委員會告示第二號

昭和二十三年五月鳥取縣公安委員會告示第二號銃砲等所持禁止令施行細則は昭和二十五年十一月十九日限り廢止した。

この規程は公布の日から施行し昭和二十五年十一月二十日から適用する。

附 則  
3、銃砲又は刀劍類の所持者について聽聞を行う場合は規程中營業者とあるを所持者と読み替えるものとする。

附 則  
この規程は公布の日から施行し昭和二十五年十一月二十日から適用する。

00164

## 公 告

### ◆資格審査結果公告第六十八号

(自昭和二十六年一月一日至昭和二十六年一月三十一日)

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理人

鳥取縣副知事 鈴木 武

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に

供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣廳に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 一一八名

非該當決定者 一一八名

(1) 昇任又は任命予定者

審査を受けた公職及びその氏名

○縣普通公職者

漆原 義雄 谷口 三郎 吉田 武雄

平尾 二郎 奥田 勝代 岸本 廉保

中家 誠次 吉川 義雄 奥田 弘益

馬田 正義 森田 幸男 山本伊太郎

中嶋 保 若木 廣市 有田 国雄

00163

00165

田中 勝美 加戸 清止 谷本 富藏  
内田 安悦 米村 章 大田 美男

吉岡 繁幸 浜田 保 松田 景好  
芦立 俊史 古都 秀 渡部 吉晴

林原 容夫 戸田 常盤 池本 公利  
小峰 薫 百田 正文 古川 勇 井沢 宏

遠藤 茂 遠藤 計 戸川 弥市  
尾沢茂三郎 山樹 義信 竹内 憲藏

山名 唯一 牧田 元男 石谷 義雄  
大高 寿子 更田 上 中井 有夫

前田 達夫 山脇 和雅 太田 美和子  
前田 正恭 高木 善道 七里 能憲

佐田久政則 佐藤 誠三 北浦 一 青木 正美

田中佐太郎 河崎 健夫 中井 有夫 太田 美和子

白間 実 田村 博 佐但 勲 七里 能憲

住田 富義 井上 益治 佐藤 豊 石田 達男

木次 建 岡田芳治郎 阿部 博正 北浦 一

高塚 晃 梓口 万藏 成器村  
倉田村 沢口 万藏 倉頭町 竹下 鶴子

成器村 谷口 莫也 岡本 明 田中 久子

鹿野町 谷口 音吉 藤原 博之

上小鴨村 石田 達男 丸瀬 清

根雨町 山本 義久 井戸垣 登 湯谷 正夫

多里村 出垣 正夫 日野上村 和田 良一

足立 愛子 大前 順 早光 幸市

鶴見 貞子 鶴見 貞子 鶴見 貞子

○町村固定資福評價員

長瀬村 金子 勇二

大場 義勝

高塚 晃 森谷 直之 細田 敏治  
景山 正雄 柴田 力壽 三好 義治  
倉頭町 竹下 鶴子 田中 久子 藤原 博之  
上私都村 田中 正美

○市町村普通公職者

智頭町 竹下 鶴子 田中 久子 藤原 博之

成器村 谷口 莫也 岡本 明 田中 久子

鹿野町 谷口 音吉 丸瀬 清

上小鴨村 石田 達男 井戸垣 登 湯谷 正夫

根雨町 山本 義久 丸瀬 清

多里村 出垣 正夫 日野上村 和田 良一

足立 愛子 大前 順 早光 幸市

鶴見 貞子 鶴見 貞子 鶴見 貞子

○町村固定資福評價員

長瀬村 金子 勇二

大場 義勝

00166

高城村 河野 武雄

灘手村 田中 喜幸

同補助員

日光村 相見 秋常

田村 鹿治

森 廣次

大山村 松田 信

遠藤 久治

大治

東郷村 安藤 龜幸

橋崎 德藏

坂本 善巳

本多 林藏

奥谷 貞美

佐賀 德雄

○國家地方警察事務官

○村農業共済組合理事及び同監事

余子村 屋敷 保 景山 三樹

佐賀 德雄

佐賀 德雄

三徳村 大田 武雄

(四) 公選による公職の候補者

○市長立候補者

鳥取市 神谷 常治